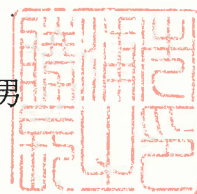


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 21 日

勝浦市長 猿 田 寿 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大森地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 12 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 1 経営体

集落営農 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分にいますかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

○県営ほ場整備事業実施を契機として、地域の担い手に集積・集約化を図り、水田の適正な保全を図る。また、野菜・花き等転作作物の栽培は、地域の共同による営農組合組織で取り組み、農地の集積と低コスト化による生産性の向上を図っていく。

○新規就農者への集落ぐるみのサポート体制を整えることで定着を図り、後に続く新規就農者の確保・育成に繋げる。

○ほ場整備事業による転作作物の野菜・花きの栽培については、高齢者でも取り組めるように集落営農により実施する。